加須市立中学校における部活動の方針

令和2年8月改訂 加須市教育委員会

目 次

ı		Пŀ	/白	\$ /J (グ 四			1)			_					_					-			-	_		- '			-	-			-	•
(1)	部	活重	う の	法	的	位i	置:	づし	ナ																								
(2)	意	義	• 目	的																													
2		各	学	校门	こお	け	る	部	活	動(の:	運'	営	に	つ	し、	۲ ر	: •	• •	٠.	•		٠.	-				• •	٠.			٠.		•	2
(1)	指	導	• 運	営	体	制	づ	<	IJ																								
(2)	活	動詞	十画	Īの	共	有																											
3		活	動	にす	さけ	る	留	意	事	項																									
(1)	休	養 E	3																														
(2)	活	動	寺間]																													
(3)	部	活重	协中	止	等	の [:]	判	新	基	準	に	つ	い	て	.																		
(4)	定	期言	式騎	前	の	対	心																										
(5)	大	会~	\ σ.	対	応																												
(6)	事	故『	方止	及	び	健	康伯	管理	理	=	関	す	る	留	倉	[]	Į	Į															
4		部	活	動に	こお	け	る	指	導(の	在	り	方	٠.	• •	•	• •	• •	• •	٠.	•	• •	٠.	-	• •	٠.	-	• •	٠.		• •	• •	• •	•	4
5		部	活	動タ	卜剖	指	導	者	I= ·	つ(۲١.	T									-			-			-						• •	•	5
6		教	育	委員	会	きの	取	組		• • •	• •		• •	٠.	• •	•	• •	• •	٠.	٠.	•			•	• •	٠.	•		٠.	•	• •	٠.	٠.	•	6

1 部活動の位置づけ

(1) 部活動の法的位置づけ

部活動の法的位置づけについては、中学校学習指導要領(平成29年改訂)において、以下のように示されている。

○中学校新学習指導要領(平成29年改訂平成33年度全面実施予定)

第1章 総則

- 第5 学校運営上の留意事項
 - 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
 - ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

このように、部活動は、教育課程外に行われる学校教育活動であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われるという特性をもつ。学校教育全体で目指す資質・能力の育成に資するよう教育課程との関連を図るべきこと、また、関係者との連携等を通じて部活動の持続可能な運営体制を整備すべきことが求められている。

(2)意義・目的

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育て、健康で豊かな人生を送る礎となる大切な機会である。体力の向上や健康の増進、文化的素養の充実を図るだけでなく、生徒の自主性や規範意識、社会性や協調性、責任感、連帯感などを育成する場として重要な役割を果たしている。

各学校においては、部活動を教育活動の一つとして位置づけ、実態に合わせた効果的かつ計画的な指導を進めることが求められている。

2 各学校における部活動の運営について

(1) 指導・運営体制づくり

各学校の部活動の運営にあたっては、各校の実態に合わせて校長の責任において指導・運営体制づくりを行うものとする。

(2)活動計画の共有

部活動の顧問となる教員(以下「部活動顧問」という。)は、部活動の運営について生徒や保護者等の関係者の理解を得て、連携してこれに取り組むため、部活動の活動計画を作成して校長に報告するとともに、保護者及び関係者と共有する。

なお、各校の部活動の運営体制については別紙様式 1 ~ 3 を参考にして作成し、保護者に配布するとともに、各校のホームページに掲載し、公表する。

詳細については以下に示す通りである。

ア 作成するもの

- ① 各校の部活動の方針【様式1】
- ② 各部の年間計画 【様式2】
- ③ 各部の月間活動計画【様式3】または【様式3-2】
 - ※ 様式3については、少なくとも土日及び祝日における活動予定 を掲載する。その場合は、様式3-2を参考に作成する。ただし、 長期休業中については、平日も含めた活動予定を掲載するものと する。

イ 公表する時期

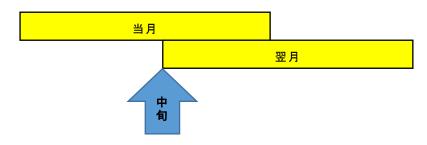
- ① 各校の部活動の方針【様式1】新年度の4月末日まで
- ② 各部の年間計画 【様式2】新年度の4月末日まで
- ③ 各部の月間活動計画【様式3】または【様式3-2】 当月の活動計画が、2週間前までには公表されているよう配慮し、 その時期は各校で設定するものとする。

活動計画に変更が生じた場合には、変更を適宜更新する。

計画の示し方として以下に3例を示す。

【参考例1】

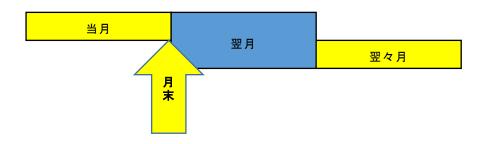
○ 当月の中旬までに翌月分を公表する。



【参考例2】

〇 当月の末日に翌々月の活動計画を公表する。

(翌月の訂正版を合わせて公表することもある。)



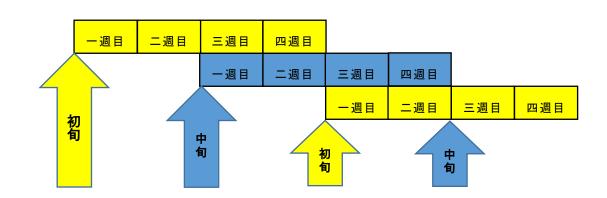
【参考例3】

〇更新日を月に2回(月初めと中旬)設定して公表する。

前月の中旬 … 前月中旬から当月中旬までの活動計画を公表

当月の初旬 … 当月の活動計画(最新版)を公表

当月の中旬 … 当月中旬(訂正版)~翌月中旬までの活動計画を公表



ウ 活動計画の確認と指導

校長は、提出された活動計画を確認し、生徒及び部活動顧問の負担感 への配慮等の観点から必要に応じて指導する。

3 活動における留意事項

各部活動の運営については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保の 観点などを踏まえるとともに、教員の勤務負担軽減の視点からも次に掲げる 事項に留意するものとする。

(1) 休養日

- ① 一週間において、平日に1日、土日いずれか1日を休養日とする。
- ※ 長期休業中においても課業日に準じた扱いとする。

(2)活動時間

- ① 平日は、2時間程度とする。
- ② 土日、祝日及び長期休業中は3時間程度とする。
- ※ 練習試合等を行う場合は、生徒の健康に十分配慮して行うこと。

(3) 部活動中止等の判断基準について

活動場所の気温や湿度から導き出される「暑さ指数(WBGT)」に十分配慮し、必要に応じて、活動時間の短縮や活動の中止等について適切に判断すること。

また、光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合には、屋外での活動を中止すること。

さらに、気象庁が、埼玉県に「熱中症警戒アラート」を発した日は、屋内外での部活動は中止とする。

〈なお、「熱中症警戒アラート」は、前日の17時頃と当日の5時頃に発令される。〉

(4) 定期試験前の対応

- ① 各校で設定する期間を休養日とする。
- ② 学年及び各部活動の特性等に関わらず学校としての対応は統一する。

(5) 大会への対応

4

大会への参加にあたり、校長は、教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担

軽減の観点から、参加する大会等を精査する。

(6) 事故防止及び健康管理に関する留意事項

- ① 施設・設備の定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努めること。
- ② 活動で使用する用具を適切に保管・管理し、正しく安全に利用するよう指導すること。

4 部活動における指導の在り方

部活動顧問は、上記「1 部活動の位置づけ」を踏まえ、大会等における 勝利のみを至上の目的とするような行き過ぎた指導を避け、信頼関係を基盤 にした指導を行う。また、生徒間のトラブルを防止し、生徒の健康管理と安 全管理を徹底する。特に、以下のことに留意する。

- ① 生徒の人権や人格を尊重する。
- ② 生徒の自主性や主体性を尊重した運営に努める。
- ③ 生徒の事故防止及び安全管理、健康管理に十分留意する。
- ④ 勝利至上主義に陥るなど、行き過ぎた指導にならないよう努める。
- ⑤ 体罰、セクハラ行為の禁止はもちろんのこと、指導中の言動に十分に 留意する。
- ⑥ 顧問間や部活動外部指導者等と役割分担等を十分協議し、連携した指導体制をつくる。
- ⑦ 活動経費は必要かつ最小限にとどめ、適切に会計報告を行う。
- ⑧ 大会等の引率は、公務であるという意識をもち、責任者としての自覚をもった行動をとる。

5 部活動外部指導者について

- ① 中学校の部活動の技術指導の補助を行うことにより部活動の充実を図るため、校長の求めにより教員以外で専門的な実技指導力を備えた者 (「部活動外部指導者」)を学校応援団として登録することができる。
- ② 部活動の運営及び効果的な指₅:充実するため校長は、部活動外部指導者に対して、必要に応じて指導助言をする。

6 教育委員会の取組

本市教育委員会は、各学校における部活動の持続可能な運営体制の構築と 質の高い部活動を通じた生徒の資質・能力の向上のため、学校応援団や関係機 関等と連携しながら、部活動顧問の負担軽減や指導の充実等を促すための取 組を積極的に行う。例えば、各学校のスポーツ施設等との連携や部活動外部指 導者の積極的な活用を支援していく。

(参考) 部活動指導員については、平成29年4月の学校教育法施行規則の改正により制度化され、部活動顧問を伴わない生徒の引率や指導が可能となった。本市においては、学校応援団で対応しているため、配置していない。